

税理士試験は、各科目で出題形式が異なります。

本試験の配点は、第62回（平成24年度）、第63回（平成25年度）、第70回（令和2年度）から第75回（令和7年度）において、理論問題50点、計算問題50点で出題されています。また、第64回（平成26年度）及び第65回（平成27年度）は、理論問題60点、計算問題40点で出題されています。そして、第66回（平成28年度）から第69回（令和元年度）は、理論問題55点、計算問題45点で出題されています。なお、第61回以前は多くの場合、理論問題が約70点、計算問題が約30点となっていました。

今後も配点の50%以上を占める理論の出来具合が合否に大きな影響を与えることは間違いないため、十分な対策を立てる必要があるでしょう。

理論問題は、個別論点を問う個別理論問題、事例形式の応用理論問題で出題されます。また、事例形式の応用理論問題に対処するためには、総合的、体系的な理解が必要となります。

従って、まず個別理論に対処するために個別理論をしっかりと暗記し、次に事例形式の応用理論に対処する力を養っていきます。

なお、事業税の理論には計算規定が多くあり、計算の学習と平行して理論の学習を行うと効果的です。

このように事業税の理論は、計算と平行して学習し、個別理論問題の学習の段階から理解を深め応用理論問題へとスムーズに移行できるように意識して学習することが大切です。

本書を活用した受験生が一人でも多く合格されることを念願してやみません。

事業税スタッフ一同

<使用上の注意点>

1. 各問題の解答には、暗記する際の手助けとして次のマークを付けておきましたので、参考にして下さい。

★★ … 重要かつ基本的な規定であり、完全暗記を目指して下さい。

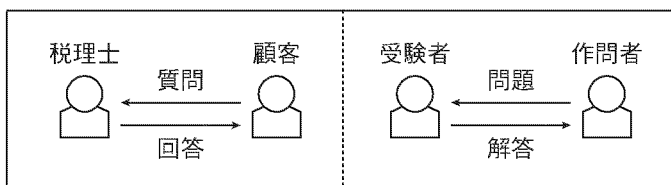
★ … その内容を理解し、できるだけ暗記を目指して下さい。

（注） マークがないものについては、内容を理解する程度で十分です。

2. 条文番号については、暗記をする必要はありません。

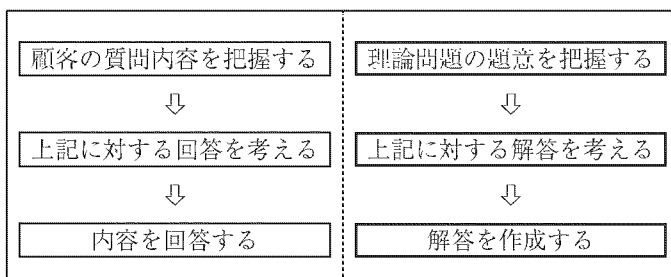
理論の考え方

本試験では、条文番号や理論テキストの問題番号では出題されず「〇〇について説明しなさい。」という様な文章形式での出題がされます。これは将来皆さんが税理士になられた際、顧客から相談を受ける状況が想定されています。従って、その状況における回答が本試験において求められている解答となります。



このように、作問者が要求する題意をしっかりと把握し、それに対する正しい解答を作成する練習や本試験レベルの問題への対応力を磨くのが理論問題への対策となります。

従って、学習のポイントは、以下のとおりになります。



理論カリキュラム

ステップ1 学習方法の確立	ステップ2 注1 形式面への対応力	ステップ3 注2 内容面への対応力	ステップ4 問題演習
理論講義 ミニテスト	理論講義 ミニテスト	理論講義 ミニテスト	直前答練

注1 個別論点。解答方法（『概要』『事例分析』など）に対する学習。

注2 複合論点に対する知識を学習。

ステップ1 学習方法の確立（理論攻略5ヶ条）

1. 絶対に譲らない一線を持つ！

→ 失敗する人の大半は、「まだ後でやれるよ」と溜め込んでしまう人です。

「ミニテストの理論書きは絶対にやり抜く！」等の絶対に守り抜く一線を自分で作ってみましょう。

2. 中途半端にやったものは記憶に残らない！

→ 最初のインプットを曖昧なままで終わらせる方が多くいらっしゃいます。

しかし、人間の脳はどうでもいいことはすぐに消去する性質を持っています。気持ちを込め、集中して過ごした時間と記憶は、たとえ一度忘れたとしても少しの努力で甦ってきます。最初のインプットでせっかく時間をかけたのに、水の泡なんてことになりかねませんから、最初にしっかりと完璧にするくらいの意識を持っておきましょう。

適当に過ごした時間と記憶は、一度忘れたら甦ってきません…。

3. 最初からしぼらない！

→ 35題を目標にした方は20題。20題を目標にした方は10題すら覚えられないまま本試験を迎えてしまう…。

毎年そんな受講生が何人もいらっしゃいます。周りは確実に押さえているのに、なぜ自分で格差を付けてしまうのでしょうか。

最初から運だけに任せてしまっただけでは、はずれた時に対処できなくなってしまいます。運頼みは悪くはないですが、その保険としてしっかりと対処できるだけの実力を付けておきましょう。

4. 自己流の学習パターンを作り上げる！

→ 「2ページの理論なら、こういう手順でやれば〇〇分で確認できる。」こういうパターンを築き上げられた方は、どの税法科目も大丈夫です。トントんと毎年合格科目を出し、官報合格というゴールにたどりつくことができます。

逆にこのパターンを作れないまま1年を終えてしまうと、ズルズル税法で何年も足踏みしてしまうことがあります…。

当然、最初は産みの苦しみですが、まずは自分で試行錯誤してみましょう。それでも上手くいかないときは、担当講師に質問してみてください。

ただし、30分や1時間程度やってみただけで、「覚えられません」と言われても困ってしまいます…。誰もが最初は1題につき4～5時間は苦しんでいます。

5. 自分の能力を信じる！

→ 周りも同じようにつらいのです。自分の力を信じてみましょう。その苦勞の先に合格が待っています。

ステップ2 形式面への対応力

応用理論は顧客から相談を受ける状況が想定されており、その顧客に対する回答を理論答案として解答していくわけなので、顧客が何を求めているかによってその求めている内容に応じた解答をしていく必要があります。

また、近年では理解が必要とされつつあり、規定のみを解答していく従来の理論解答の形式では十分な対応ができなくなってきました。

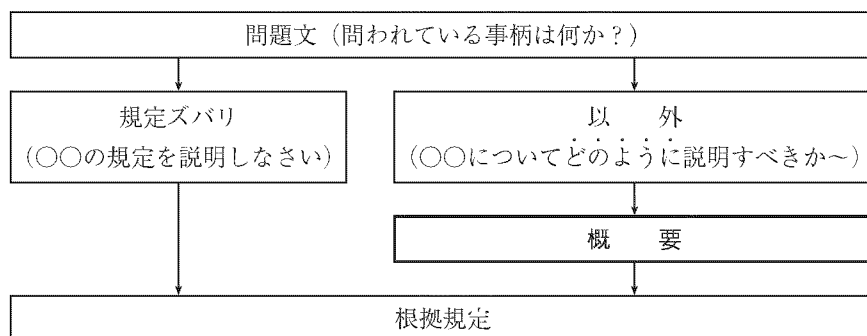
解答方法についてはルールというものはありませんので、顧客（作問者）がどのような回答（解答）を求めているかが重要となります。

問 題

～についてどのように説明すべきか述べなさい。

このような問題であると、根拠規定について直接問われているわけではないので、まずは下記のように考えていく必要があります。

＜解答アプローチ＞



今回は根拠規定について直接問われているわけではないので、まずはその問いかけに関して内容を明確にしてから根拠規定の説明をすることが望ましい解答です。その際に「概要」を使用することが有効です。

ステップ3 内容面への対応力

本試験においては個々の規定が問われるだけでなく規定同士のつながりの体系的な理解が問われることがあります。しかし、短時間に地方税法の規定のつながりのすべてを理解することは至難の業といえます。

そこで、本書では過去の本試験問題を検討した上で特に手続規定について図解等を用いて説明してあります。

個々の理論の確認の後、各規定の体系的な理解を視野に入れ、確認をしていきましょう。

理論暗記の方法

1. 始めに

理論答案は事業税の試験が法律の試験である以上、財務諸表論の理論のように専門用語を使いながらある程度自分の言葉でまとめていくというのではなく、与えられた問題に対して条文の形で表現していかなければなりません。しかも本試験では条文の持込みは許されていませんので、皆さんは重要な条文（理論）を暗記しておかなければならないわけです。

2. 理論暗記の進め方

(1) 暗記する理論の内容を理解すること

本書ではブロック別にテーマを絞ってその内容を説明していますので、個々の条文の意味するところを自分の頭で完全に理解するように努力して下さい。

(2) 暗記すべき事項（理論の構成）を整理し理論テキストの見出しを覚える

与えられたテーマ（問題）に対してどの条文とどの条文を答えればよいのか、どのように個々の条文を組み合わせればよいのかが整理されていれば、比較的余裕を持って問題に対処することができますし、応用問題が出題されたときにも十分な対応をすることができます。また、理論の暗記を進める際にもまず理論テキストの見出しを覚えておけば、これが暗記した理論を書く際の標識の役目をしてくれますし、次に書くべき内容を忘れてしまうということもなくなります。

(3) 暗記の進め方

イ. 暗記すべき条文の骨組を理解し覚える

さて、いよいよ個々の条文の暗記になりますが、まず条文の骨組をおさえ、そのポイントとなる言葉をチェックしておけば、条文通りの正しい順序で理論を覚えていきやすくなると思いますし、理論を書く際にも必要な言葉を抜かしたりということが少なくなるのではないかと思います。

ロ. 暗記すべき条文を少しずつ区切りながら覚えていく

暗記をする際には、一つ目の区切りを何度も口に出して言ってみて正確に言えるようになったら、二つ目の区切りを同じように暗記していきます。そして、二つ目の区切りを正確に言えるようになったら、今度は二つの区切りをいっしょに言ってみて正確に言えるかどうか確認します。そして、次に三つ目の区切りを同じように暗記し正確に言えるようになったら、三つの区切りを続けて言ってみるようになります。この作業を続けて一つの文章全体を暗記していきます。

つまり、一つ一つの区切りを確実に暗記し、かつ、たえずフィードバックしながら暗記を進めることによって確実に全体を暗記していくようにするわけです。

各人にあった長さで一つ一つの区切りを決めていただければよく、また、フィードバック

クするときにも一つ一つ戻るのではなく、句読点で区切られたところまでを一つにまとめて行ってもよいと思います。

理論暗記というのは非常に時間のかかるものと思われるかもしれませんが、本試験において短時間で正確な理論答案を書くためには完全な理論の暗記が絶対に必要ですので、法律の文章を暗記しているのだということを意識して少々時間がかかっても確実に一つ一つの文章を暗記していくようにして下さい。

ハ. 文章全体の暗記が終わったら、次の文章を同じ要領で暗記していく

上記のようにして一つの文章全体の暗記が終わったら、同じ要領で次の文章の暗記を進めて下さい。そして、次の文章全体の暗記が終わったら、今暗記した文章と前に暗記した文章を連続して言ってみて正確に言えるかどうか確認して下さい。

つまり、今度は文章のレベルでフィードバックしながら暗記を確実なものにしていくわけです。そして、二つ目の文章の暗記が終わったら三つ目の文章の暗記を行い、これが終わったら三つの文章全体を連続して言ってみてフィードバックを行います。

このようにして一つの理論問題全体を暗記していきます。

二. 暗記が終わったら一つの理論問題全体の暗唱を繰り返し行うこと

一度暗記ができたからといってそのままにしておきますとすぐに忘れてしまいますので、いろいろな機会をとらえて暗記した理論を繰り返し暗唱するようにして下さい。理論の暗記は机の前にすわっていてもできるのですから、通勤の途中で理論サプノート（外販教材）を携帯したりして、細切れの時間をうまく利用していろいろ工夫しながら暗唱するようにして下さい。

また、自分で暗唱した理論を録音して、目で文章を追うだけでなく耳からも暗記した理論を確認するようにすると一層効果が上がるように思います。皆さんも自分なりの方法をいろいろ工夫して開発していただきたいと思います。

ホ. 暗記した理論を実際に手で書いてみて暗記が正確かどうか確認すること

口に出して理論を正確に言えても実際の試験では点になりません。答案という形で表現できて初めて点になるわけですから、暗記した理論は一度必ず書いてみて自分の暗記した理論を正確に表現できるかどうか確認して下さい。つまり、手で覚える作業を加えることによって初めて暗記した理論が完全に自分のものとなるのです。

また、暗記した理論はその直後から忘れ始めてしまいますので、今日暗記した理論はその翌日にもう一度暗唱して実際に書いてみるとよいでしょう。

このようにして暗記した理論は時間がたつたとえ忘れたとしても、一度完全に覚えた理論ですから最初に暗記したときよりもはるかに少ない時間で思い出すことができますし、また次の機会に思い出すときは、2～3回口に出して言ってみただけですぐに思い出すことができるようになります。繰り返しますが、最初の暗記の時にたとえ時間がかかっても完全に覚えてしまうことがポイントです。

へ。暗記した理論が数題たまったら、定期的にまとめて暗唱できるかどうか確認すること

これから皆さんは一週間に2問程度の理論暗記をしていくわけですが、一度暗記した理論は、その翌日、一週間後、一ヶ月後というようにそれまでに暗記した理論をまとめてできるだけ一題一題の理論の暗唱回数を増やすように努力して下さい。こうすることで、ますます暗記は確実なものになってくることと思います。また、暗記が不十分なものについては、部分的にでよいですから再度手で書いて確認することもよいでしょう。

ト. その他

条文では、同じ「モノ」という発音でも「者」・「物」・「もの」を使い分けていますので、者＝「シャ」物＝「ブツ」もの＝「モノ」と読み暗記したり、「及び」・「並びに」などの接続詞や同音異字、専門用語にも十分注意して暗記するようにしましょう。

3. 終わりに

理論の暗記にはかなりの時間を要し、かつ、なかなかつらい作業ですが、これを怠るならば本試験でよい結果を出すことはできませんし、逆に確実に暗記した理論は百万の味方に匹敵する力を発揮してくれることと思います。特に税法科目の学習が初めての方にとっては最初の暗記の時に多くの時間がかかると思いますが、最初の10題程度の理論暗記が終わりますとベースもつかめ、一度暗記した文章が他の理論でも出てくるようになりますので、とにかく個別理論の暗記を頑張るようにして下さい。

また、事業税において暗記すべき個別理論は25題程度であり、これを確実に覚えてしまえば本試験の理論はこの個別理論の組み合わせでほぼ対処できますので、かなり暗記の作業も楽になってくることと思います。つらいでしょうが、自分以外にも多くの受験生が頑張っていることを思い出して暗記を進めていただきたいと思います。そして、なるべく早い時期に自分なりの暗記方法を確立して理論を得意にしていきたいと思います。

条文における税法用語の使い方

税法の条文の中には特別な意義をもって用いられる慣用語があります。そのような慣用語の使い方を知っておくと、条文理解が深まり、理論暗記の学習においても効果があります。そこで、以下に代表的な慣用語の意義について触れておきます。

1. 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ですが、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられます。

2. 「又は」「もしくは」

「又は」と「もしくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、(1)と同様に、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「もしくは」が用いられます。

3. 「推定する」「みなす」

「みなす」及び「推定する」という用語は、いずれの用語も、ある事物と性質の異なる他の事物を一定の法律関係において同一のものとみることにより、ある事物について生ずる法律上の効果を、他の事物についても生じさせる場合に用いられます。

ただし、「推定する」という用語は、ある事物と他の事物とが異なることについて証明がされれば同一の法律効果は生じないのに対し、「みなす」という用語は、法律関係において同一のものとみることが絶対的であるという点でその意味を異にしています。

4. 「以上」「以下」「超える」「未滿」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられます。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「超える」「未滿」という用語は、基準点となる数量を含みません。たとえば、「1年以上」という場合は、1年という基準点を含み、「1年を超える」という場合は、1年という基準点を含まない1年をこえる期間を指すこととなります。

なお、「以下」「未滿」も同様に用いられます。

5. 「以前」「以後」「前」「後」

これらの用語は、いずれも一定の日時を基準として、その基準日時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられます。

「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含みません。したがって、「以前」「以後」は4.の「以上」「以下」と、「前」「後」は4.の「超える」「未満」とその用法が類似しています。

理論の書き方

暗記した理論は理論用紙に書いていただきます（実際の本試験とほぼ同じものです。理論用紙に実際に書くことによってどのくらいの分量になるか、どのくらいの時間がかかるかがわかるようになります。）が、下記に用紙の使い方の例を示しましたので参考にして下さい。

また、書く時間は用紙1枚をあまり隙間なく書いて12分ぐらいが目安になります。

「問題2－3 生命保険業の課税標準の算定方法」を例にとってみました。

[1] 収入割の課税標準
法人の行う保険業に對する収入割の課税標準は、各事業年度の収入金額による。
[2] 収入割の課税標準の算定方法
(1) 収入割の範囲
各事業年度の収入金額は、 ^{金額} （保険業を行う法人のうち）生命保険会社等が契約した

<以下略>

<注意すること>

- ① 理論テキストの見出しは少し大きめの字で、原則として行をかえて書きましょう。（何が書いてあるか試験委員（採点者）にとって見やすい答案となります。）
- ② 本文の書き出しは見出しより右よりに1文字分ぐらいあけ、行をかえて書くと見やすくなります。また文字は、漢字が1行の縦幅の $\frac{2}{3}$ ぐらいの大きさ、仮名等が縦幅の $\frac{1}{2}$ ぐらいの大ききで行の下のラインにそろえて書くようにすると見やすくなりますし（皆さんもいろいろ工夫して下さい。）、後で訂正もしやすくなります。
- ③ 1行当たりの文字数は個人差もありますが、約30字～40字を目安にして下さい。（これより「多い」と字と字の隙間があきすぎたり狭すぎたりして見にくくなるためです。）
- ④ 途中でド忘れしても気にせず次の項目を続けて書きましょう。後で思い出して――で途中に割り込ませて書きましょう。

また、書き間違えた場合は、修正液、修正テープで修正するか二重線で消して書き直しましょう。

具体的な方法は、上記例を参照して下さい。

- ⑤ 理論テキストの条文番号は書く必要はありません。

- ⑥ きれいな字でなくともよいから、採点者にとって常に見やすい字を書く努力をしましょう。

ただし、限られた時間の中で書くことを忘れずに！慣れないうちは、時間内に書くのはなかなか大変なことです。とにかく、与えられた時間の中で書ける程度の文字でできるだけ読みやすい答案を心掛けましょう。

- ⑦ 省略文字はなるべく使わないで下さい。
- ⑧ 黒又は青のボールペン・ペンを使ってふだんから書く練習をしましょう。
- ⑨ 手が痛くなるときはなるべくペンを軽く持って横に流して続けて書くようにすると少し楽になります。(手を軽く振ってみるのもよいでしょう。)
- ⑩ 書きながら少し先の理論を頭の中でつぶやきながら書くようにすると、あまり手を止めずにすみます。

理論テキストの利用方法

本書では、条文部分を2色分けしています。これは、解答上必要とされる重要語句を赤字表記することにより、その理論の全体像を体系的に把握するきっかけとすることを目的としています。

事業税では、理論体系が基本的に以下の3つに区分されると考えられ、それぞれに応じた赤字表記を行っています。

理 論 体 系	赤字表記について	
	コ ン セ プ ト	赤字表記部分
課 税 要 件	納税義務者、事務所等や課税客体などの法律の枠組みを規定しているものであり、文章構成よりも税法用語を適切に理解できているか否かが重要となります。	税法用語
手 続 規 定	申告などの各種手続きは、「誰が」「何を」「いつまでに」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	要件部分
計 算 規 定	「誰が」「どのような事実関係」に基づき、「どのような取扱い」を行うかが重要となります。	主語 述語 その他重要語句

ここでは、具体例を挙げ、その使用方法の確認を行います。

1. 課税要件（問題1－1一部抜粋）

〔1〕 法人事業税の納税義務者等 （法72の2①②④⑤、法附則8の3の3、法附則8の3の4）

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人 ★★

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所等所在の道府県において、その法人に課する。

〔2〕 個人事業税の納税義務者等 （法72の2③⑦） ★★

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

2. 手続規定（問題5－2一部抜粋）

〔1〕 概 要 （法72の24の12、法1） ★★

法人事業税の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。

〔2〕 確定申告納付 （法72の25①、法72の28①、法72の48①） ★★

事業を行う法人（清算中の法人を除く。以下同じ。）は、各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、その事業年度の事業税額を事務所等所在の道府県に申告納付しなければならない。

3. 計算規定（問題2－1一部抜粋）

〔1〕 所得割の課税標準 （法72の12） ★★

法人の行う事業に対する所得割の課税標準は、各事業年度の所得による。

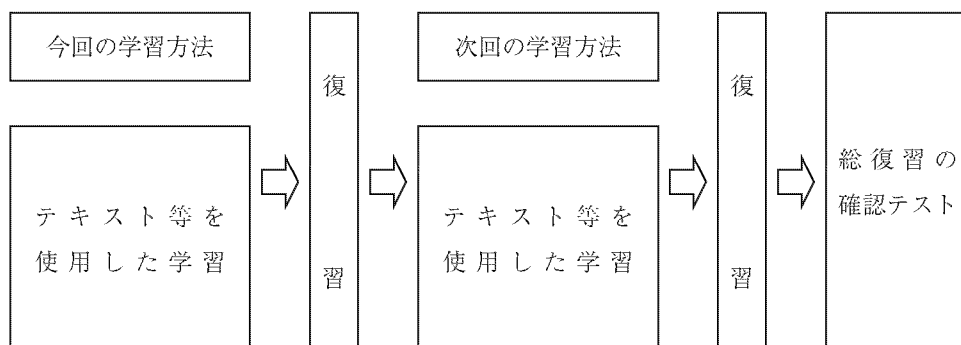
〔2〕 各事業年度の所得の算定方法 （法72の23①） ★★

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する。

近年の本試験は、理論の丸暗記では対応できない傾向になってきていますから、理論の重要な柱をしっかり理解・暗記し、自分の言葉で文章を作成できるようになりましょう。

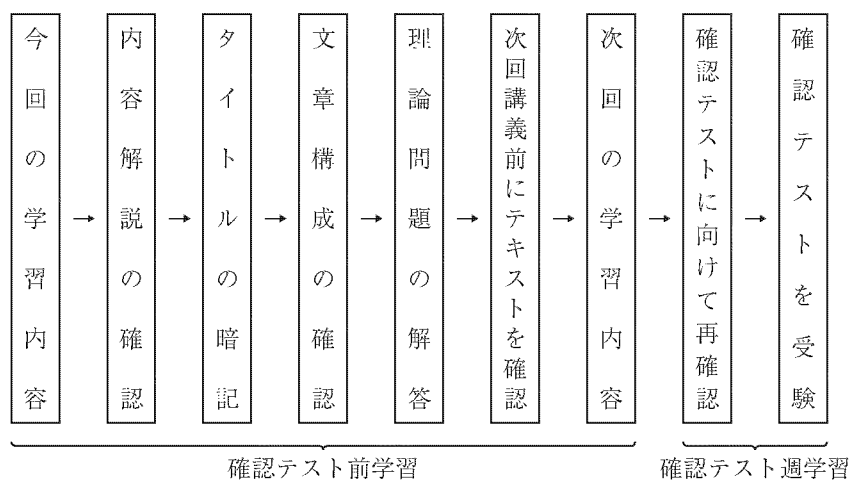
理論の学習方法

テキストを以下のように有効に使用して下さい。



【事業税：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



問題 1-1

事業税の納税義務者等

〔1〕 法人事業税の納税義務者等 (法72の2①②④⑥、法附則8の3の3、法附則8の3の4)

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人 ★★

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所等所在の道府県において、その法人に課する。

① ②から④以外の事業

(イ) ①□以外の法人（外形対象法人）…付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

(ロ) 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれらの法人以外の法人でその事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの…所得割額

② 電気供給業（③を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業…収入割額

③ 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

(イ) ③□以外の法人（外形対象法人）…収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(ロ) ①□の法人…収入割額及び所得割額の合算額

④ 特定ガス供給業…収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(2) 減資への対応 ★★

その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、払込資本の額（資本金の額及び資本剰余金の額の合算額をいう。以下同じ。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(3) 100%子法人等への対応

① 内 容 ★★

所得等課税法人（公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人をいう。）以外の法人で、その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下で次に掲げる法人に該当するものは、外形標準課税の対象とする。

(イ) 特定法人（払込資本の額が50億円を超える法人その他一定の法人をいう。以下同じ。）との間にその特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

(ロ) 完全支配関係がある複数の特定法人に株式又は出資の全部を保有されている法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの

② 適用除外 ★

認定特別事業再編事業者が、特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得等の日以後引き続き有しており、継続してその他の法人との間に完全支配関係がある場合において、その他の法人及び5年以内株式等取得等法人については、5年間（その他の法人及び5年以内株式等取得等法人の株式等の取得等の日を含む事業年度からその取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで）、外形標準課税の対象外とする。

(4) 人格のない社団等 ★

人格のない社団等は、法人とみなして、法人に関する規定を適用する。

(5) みなし課税法人

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

〔2〕 個人事業税の納税義務者等 （法72の2③⑦） ★★

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

(2) みなし事務所等

事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いものをもって、その事務所等とみなして、事業税を課する。

〔 3 〕 法人課税信託 (法72の2の2①②) ★

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、事業税の規定を適用する。

この場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、その別の者にそれぞれ帰属するものとする。

〔 4 〕 実質課税の原則 (法72の2の3) ★

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合においては、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課税するものとする。

〔 5 〕 事業税と信託財産 (法72の3) ★

信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）はその信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、事業税の規定を適用する。

〔 6 〕 用語の意義 (法72、法72の2④) ★

(1) 付加価値割

付加価値額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

(2) 資本割

資本金等の額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

(3) 所得割

所得により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

(4) 収入割

収入金額により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

(5) 人格のない社団等

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）

内容解説**1. 法人事業税の納税義務者等****(1) 法人事業税の納税義務者の範囲**

法人事業税の納税義務者は、道府県において事務所又は事業所を設けて事業税の課税対象となる事業を行う法人である。従って、原則として事業を行うすべての法人が納税義務を負うこととなり、内国法人、外国法人ともに事業を行うものはすべて事業税の納税義務者となる。

(2) 人格のない社団等で収益事業を廃止したものを含む理由

収益事業を現に行っているもののみならず、収益事業を廃止したものも法人とみなされる理由は、一度法人とみなして課税関係に立ったものは収益事業を廃止した後も具体的な納税義務を生ずることがある（例えば、修正申告、更正又は決定等）ので、抽象的な納税義務を負わせておき、課税関係を明確にするとともに、同一者が法人とみなされたり、みなされなかったりすることによる混乱を防止するためである。

(3) 人格のない社団等の具体例

同窓会、政党、PTAなどが人格のない社団等に該当する。

(4) その他一定の法人

投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）をいう。

2. 個人事業税の納税義務者等

個人事業税の納税義務者は、道府県において第1種事業、第2種事業及び第3種事業を行う個人である。従って、たとえ所得があったとしても、これらの事業以外の事業を行う者は個人事業税の納税義務者とはならない。

また、内国個人であると外国個人であるとを問わず、これらの事業を行う者は個人事業税の納税義務者となる。

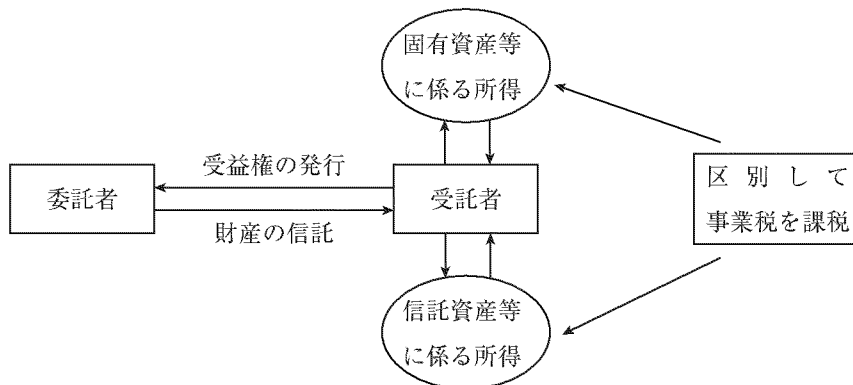
3. 法人課税信託

法人課税信託制度は、受託者を納税義務者とする制度であり、次の信託が該当する。

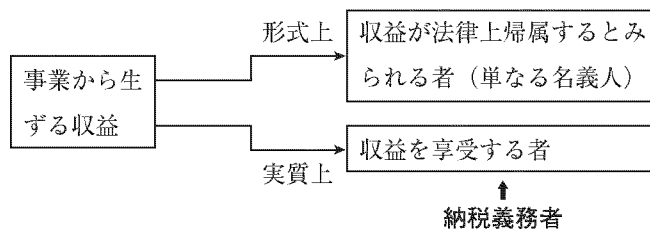
- (1) 受益証券が発行される信託
- (2) 受益者が存在しない信託
- (3) 特定目的信託など

(1)は課税時期の延期を防ぐため、(2)は受益者で課税できないため、(3)は租税回避を防止するために受託者の信託財産に係る利益に対して課税する制度である。

この場合において、受託者は固有資産等に係る所得と、信託資産等に係る所得をそれぞれ区別して事業税が課される。

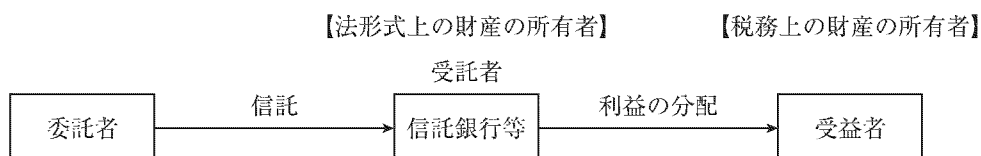


4. 実質課税の原則



5. 事業税と信託財産

信託とは、自身が持つ財産を信託銀行などに託し、その財産から生じた利益を受益者に分配することをいう。取引の流れは次のとおりである。



信託銀行等が委託者から信託された財産を委託者の代わりに運用するが、その運用から生じた利益は受益者へ分配される。ここで、利益を上げた信託銀行等に課税するか、又は、利益の分配を受ける受益者に課税するかが問題となる。そこで、本規定により税務上の財産の所有者を受益者とすることで、利益の分配を受ける受益者に課税することとしている。

問題 1-2

事業税の事務所又は事業所

〔1〕 概 要

事業税は、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、法人及び個人に課する。よって、事務所等の意義が、道府県の課税権の帰属を決定する要件となる。

〔2〕 事務所等の意義 （通1-6） ★★

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

〔3〕 個人事業税におけるみなし事務所等 （法72の2⑦） ★★

事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いものをもって、その事務所等とみなして、事業税を課する。

〔4〕 外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人の事務所等

（法72の2⑥、令10） ★

(1) 外国法人等の事務所等

外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人（以下「外国法人等」という。）の行う事業に対する事業税の規定の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

(2) 恒久的施設

次に掲げるものをいう。

なお、日本国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、条約で恒久的施設と定められたものとする。

① 支店、工場その他事業を行う一定の場所

- (イ) 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- (ロ) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- (ハ) (イ)及び(ロ)に準ずる場所

② 長期建設工事現場等

外国法人等が国内において建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で1年を超えて行われるものを行う場所その他一定のもの

③ 契約締結代理人等

その外国法人等に代わって、その事業に関し、反復して契約を締結する権限のある者等

(3) 恒久的施設とならない場所

次に掲げる場所等は、恒久的施設に含まれないものとする。ただし、外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

① 物品又は商品（以下「物品等」という。）の保管、展示又は引渡しのためにのみ使用する施設

② 物品等の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有する場所

③ 物品等の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有する場所

④ 事業のために物品等を購入し、又は情報を収集することのみを目的として保有する(2)①の場所

⑤ 事業のために①～④の活動以外の活動を行うことのみを目的として保有する(2)①の場所

⑥ ①～④の活動及びその活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として保有する(2)①の場所

⑦ (2)③で外国法人等に代わって行う活動が、外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のもののみである場合における者

※ 参考 事務所等の意義の留意点（通1-6）

(1) 事業の必要から設けられた

事務所等において行われる事業は、その個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えない。宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等の外に別に事務員を配置せず、もっぱら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれない。

(2) そこで継続して事業が行われる場所

事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らない。

問題 4-5

事業税の税率

〔1〕 法人事業税の税率 ★★

(1) 標準税率（法72の24の7）

法人の行う事業に対する事業税の額は、次の区分に応じ、それぞれの金額とする。

① ②から④以外の事業

(イ) 外形対象法人

㊦ 付加価値割

各事業年度の付加価値額×1.2%

㊧ 資本割

各事業年度の資本金等の額×0.5%

㊨ 所得割

各事業年度の所得×1.0%

(ロ) 特別法人

㊩ 軽減税率適用法人

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額×3.5%

各事業年度の所得のうち年400万円超の金額×4.9%

㊪ 軽減税率不適用法人

各事業年度の所得×4.9%

(ハ) その他の法人

㊫ 軽減税率適用法人

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額×3.5%

各事業年度の所得のうち年400万円超年800万円以下の金額×5.3%

各事業年度の所得のうち年800万円超の金額×7.0%

㊬ 軽減税率不適用法人

各事業年度の所得×7.0%

(注1) 分割法人の軽減税率適用の留意点

分割法人の軽減税率の適用を受ける所得は、課税標準額が関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

(注2) 事業年度が1年未満の法人の軽減税率適用の留意点

(1)の適用については、年400万円又は年800万円とあるのは、年400万円又は年800万円にその事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して得た金額とする。

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

(注3) 軽減税率不適用法人

3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものをいう。

② 電気供給業（③を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人
各事業年度の収入金額×1.0%

③ 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人
(イ) 外形対象法人

㊦ 収入割

各事業年度の収入金額×0.75%

㊧ 付加価値割

各事業年度の付加価値額×0.37%

㊨ 資本割

各事業年度の資本金等の額×0.15%

(ロ) (イ)以外の法人

㊦ 収入割

各事業年度の収入金額×0.75%

㊩ 所得割

各事業年度の所得×1.85%

④ 特定ガス供給業

(イ) 収入割

各事業年度の収入金額×0.48%

(ロ) 付加価値割

各事業年度の付加価値額×0.77%

(ハ) 資本割

各事業年度の資本金等の額×0.32%

(2) 制限税率（法72の24の7⑨）

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率に1.2（外形対象法人の所得割に定める率については、1.7）を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

(3) 税率の適用区分（法72の24の8）

法人事業税の税率は、各事業年度終了の日現在における税率による。

〔2〕 個人事業税の税率 (法72の49の17) ★★

(1) 標準税率

個人の行う事業に対する事業税の額は、次の区分に応じ、それぞれの金額とする。

- ① 第1種事業を行う個人 所得×5%
- ② 第2種事業を行う個人 所得×4%
- ③ 第3種事業を行う個人(④を除く。) 所得×5%
- ④ 第3種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 所得×3%

(2) 制限税率

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率に1.1を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

〔3〕 標準税率の意義 (法1)

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上その他の必要があると認める場合には、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率をいう。

〔4〕 課税標準及び税率の特例 ★★

(1) 課税標準の特例

① 法人(法72の24の4)

外形対象法人以外の法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。)に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、所得と併せて、資本金額、売上金額、家屋の床面積又は価格、土地の地積又は価格、従業員数等を用いることができる。

② 個人(法72の49の15)

個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、所得によらないで、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とを併せ用いることができる。

(2) 税率の特例(法72の24の7⑩、72の49の17④)

道府県が(1)によって事業税を課する場合における税率は、〔1〕〔2〕の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

内容解説**1. 事業税における税率**

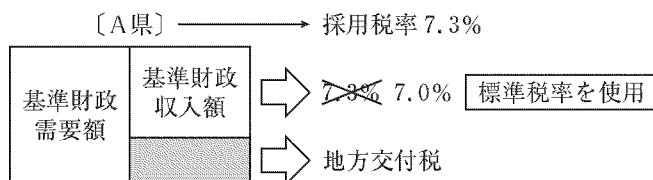
事業税を課する場合には通常標準税率を用いることとなるが、財政上その他の必要があるときは標準税率を超える税率で課することも認められている。

しかし、道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、下記の税率を超える税率で課することができない。これを制限税率という。

- (1) 法人事業税…標準税率×1.2（外形対象法人の所得割は、標準税率×1.7）
- (2) 個人事業税…標準税率×1.1

2. 標準税率**(1) 基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率**

基準財政収入額の算定については、道府県が標準税率とは異なる税率を採用していても、標準税率を用いて算定することとなる。

**(2) 用語の解説**

- 「地方交付税」…国民が納付する租税の割合は国税が約60%、地方税が約40%となっているが、地方団体が行政サービスを行うためにはこの地方税だけでは絶対的に不足してしまう。そこでその不足分を補填するため、国税として徴収した租税の一部を地方交付税として地方団体に交付することにより、地方行政の円滑化を図っている。

なお、地方交付税の額は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額とされている。

- 「基準財政需要額」とは、「地方団体が、合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し、財産を管理運営するのに必要な経費の額」をいう。
- 「基準財政収入額」とは、「地方団体が、標準的な状態において収入し得る税収入額」をいう。

3. 特別法人

特別法人とは、医療法人、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、農林中央金庫及び漁業協同組合等をいう。